

旧教育館跡地活用事業に関する  
サウンディング調査  
資料集

令和8年7月

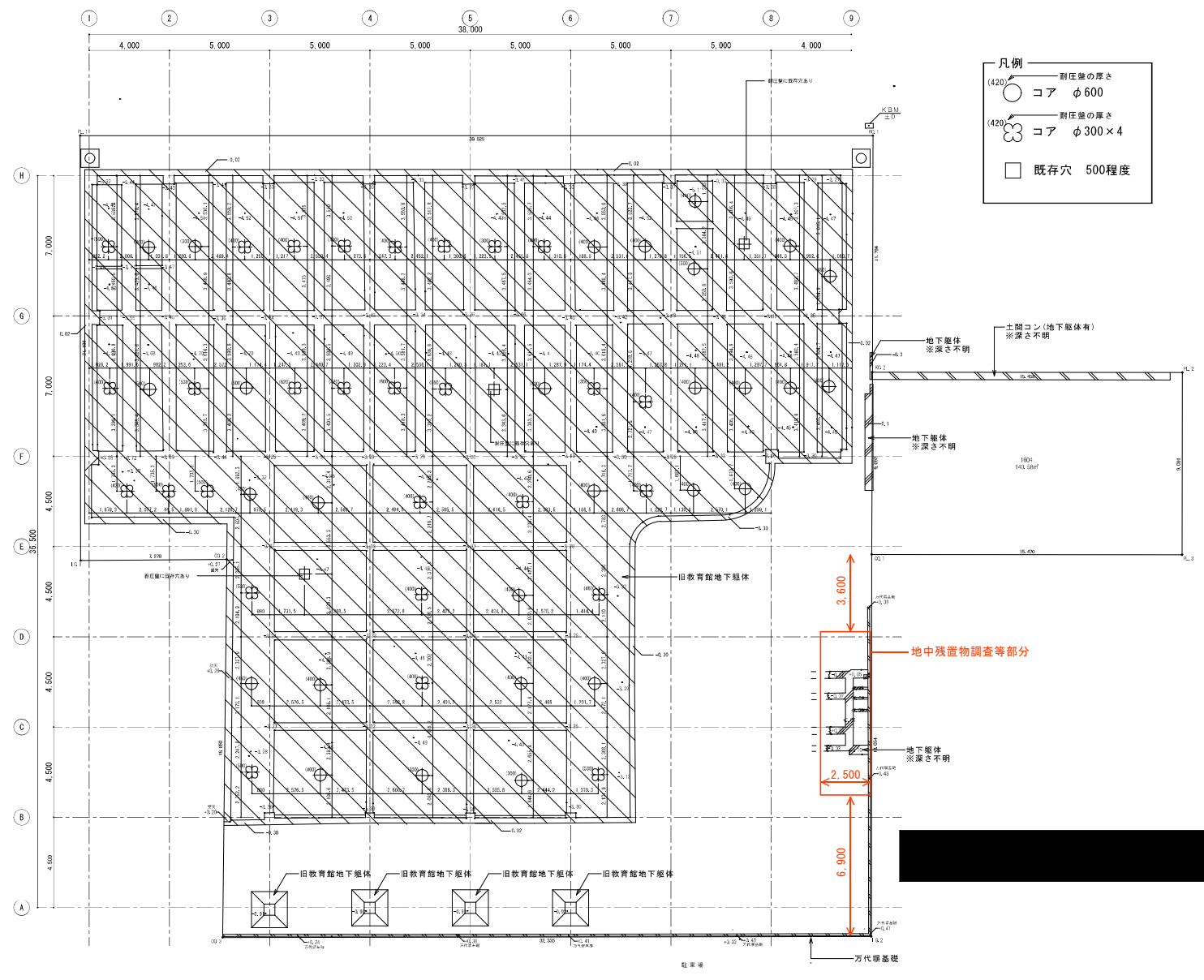
名古屋市

## 目 次

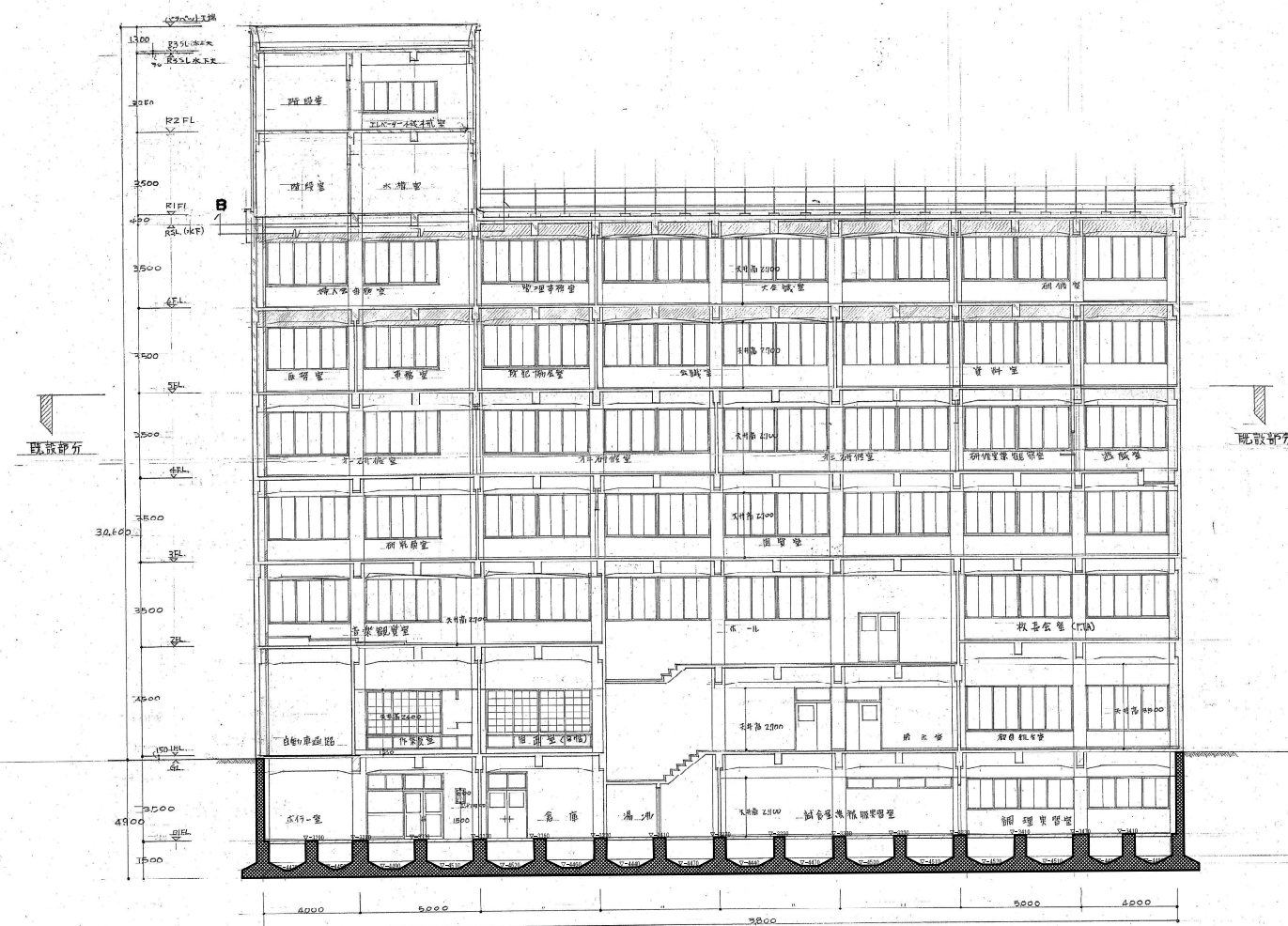
- 資料1 境界実測図
- 資料2 既設埋設管敷設概略図
- 資料3 残置物測量図
- 資料4 活用における基本事項





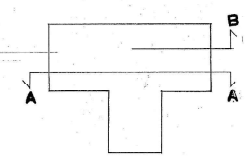


凡例	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 基準レベル=現況値±0</li> <li>■ ※及び曇マークは保留箇所を示す。</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <th>年月日</th> <th>内容</th> <th>作成</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	年月日	内容	作成										<table border="1"> <tr> <td>件名</td> <td colspan="2">旧教育館取りこわし工事</td> </tr> <tr> <td>図名</td> <td>残置物調査図</td> <td>縮尺</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A1-1/100 A2-1/200</td> </tr> </table>	件名	旧教育館取りこわし工事		図名	残置物調査図	縮尺			A1-1/100 A2-1/200	<table border="1"> <tr> <td>確認</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>審査</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>作成</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>図番</td> <td> </td> </tr> </table>	確認		審査		作成		図番	
	年月日	内容	作成																														
件名	旧教育館取りこわし工事																																
図名	残置物調査図	縮尺																															
		A1-1/100 A2-1/200																															
確認																																	
審査																																	
作成																																	
図番																																	



■ 在置部分を示す

A A 断面図 1:100



キープラン

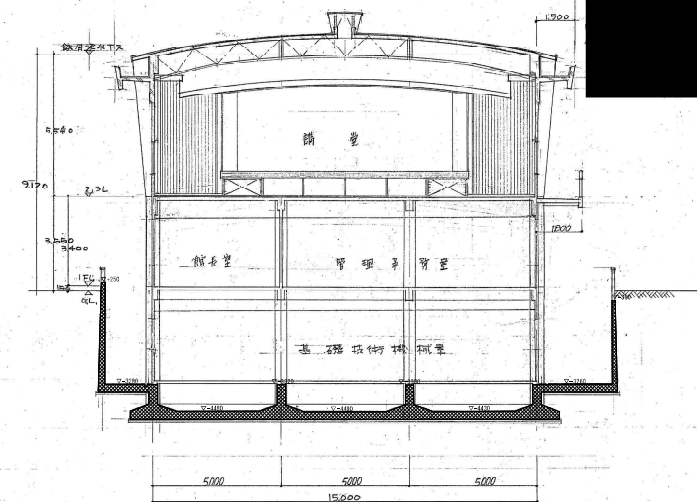
旧教育館取りこわし工事 設計図	
断面図1	No.73
縮尺	A1:1/100 164
設計	令和 2年 3月

本図記入寸法は特記なき限り「mm」単位とする。

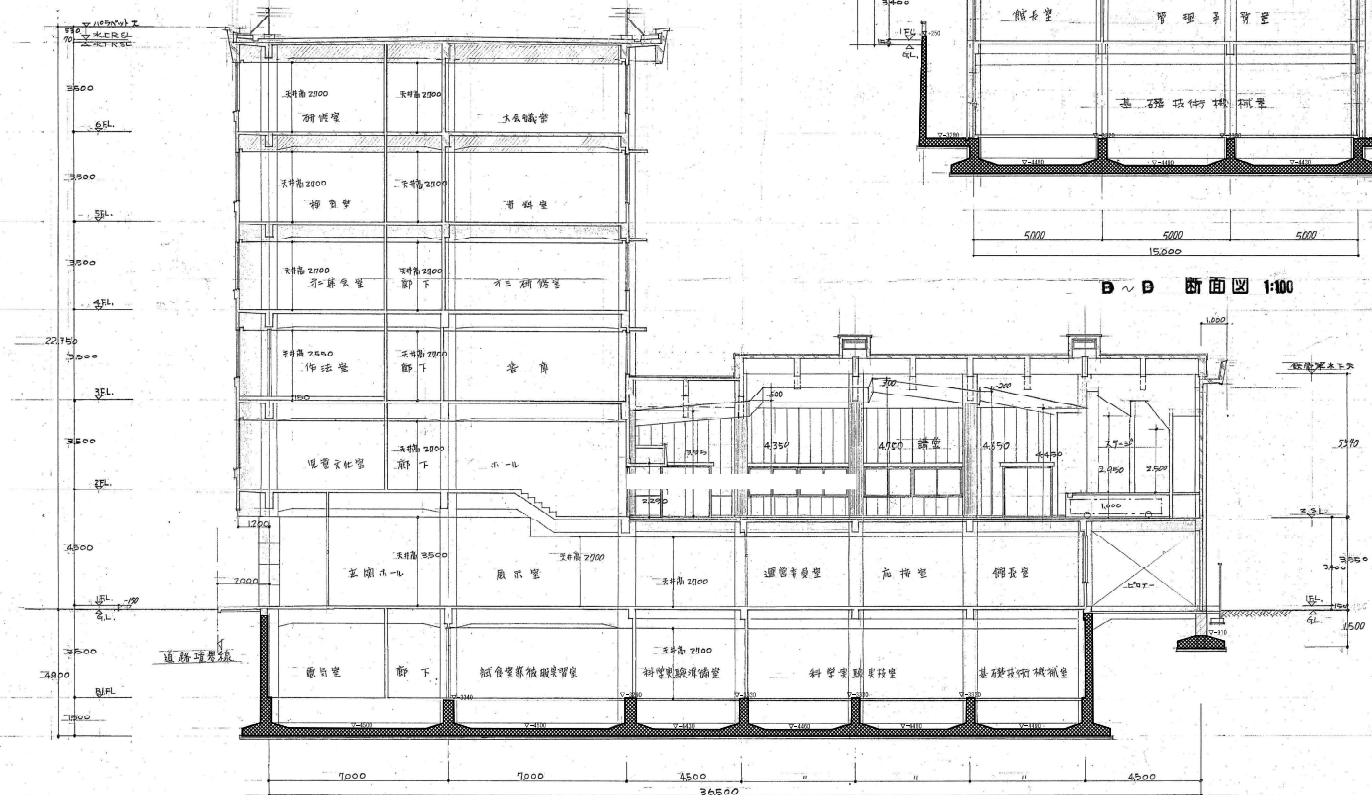
10

断面 2 図 NO. 11

縮尺 1:100 設計 昭和 年 月 日



B-B 断面図 1:100



C-C 断面図 1:100

既存存置部分を示す

旧教育館取りこなし工事 設計図	
断面図2	No.74
縮尺 A1:1/100	164 3/4
設計	令和 2年 3月

本図記入寸法は特記なき限り「mm」単位とする。

## 活用における基本事項

### 本格活用に向けた本市の考え方

将来的な本格整備において、本市としては以下の視点が重要と考えています。

- ・将来の変化に適応する「柔軟性」「可変性」を組み込み、時代ごとの変化の積み重ねにより、栄地区の魅力を創り続けていく。
- ・栄地区に訪れる人の間口を広くし、多様な人々の交流を生み出す。
- ・多様なチャレンジを許容し、まちに関わる人の主体性を育む。
- ・「求心力」や「発信力」を持ち、周辺との相乗効果を生み出すことにより、地域に好循環をもたらす。

### 暫定活用における条件

暫定活用においては、上記の考え方を基に、本格整備につなげていくことを目的とします。

#### ■基本方針

- ・対象敷地を多くの人に知ってもらい認知度を高める。
- ・回遊性の拠点となる空間を整備し、まちづくりに資する賑わいを創出する。
- ・周辺エリアと相乗効果を生み出すような活用を図る。

#### ■コンセプト及び施設計画

(1) 暫定活用のコンセプトや全体計画について、以下の①～③に配慮した提案をしてください。

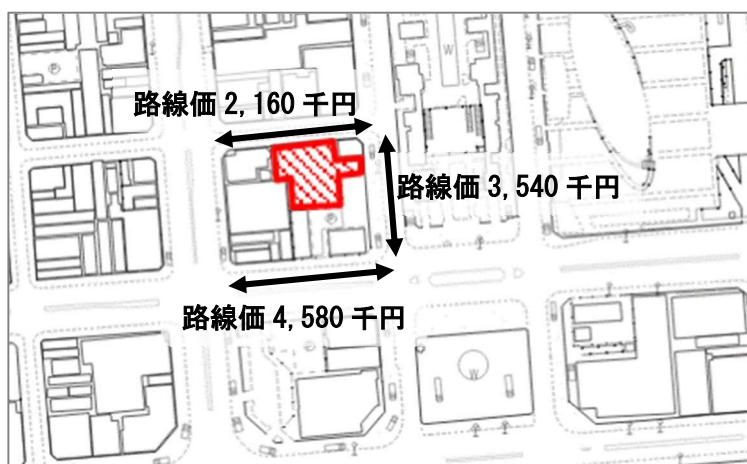
- ①対象敷地の認知度を高め、人の流れを呼び込むための取り組みや工夫をしてください。
- ②平日を含め多くの市民や観光客が集い、集客・交流拠点となるような活用としてください。
- ③立地特性を活かした地域全体の魅力向上や活性化に資する活用としてください。

(2) 施設計画について、以下の①～③に配慮した提案をしてください。

- ①広く一般に開放され、誰もが出入りしやすい魅力的な空間としてください。人々が憩い、滞在したくなるような空間創出を期待するため、駐車場の設置は不可とします。
- ②対象敷地内に、誰もが自由に利用可能で開放的な広場状空間（500 m<sup>2</sup>以上）を整備してください。居住者や就業者、来訪者など多様な人々により、多様な活動が創出されることを期待します。
- ③賑わい向上や集客に繋がる企画やサービスの提供、誰もがホスピタリティあるサービスを享受できる取り組みや工夫をしてください。

## ■事業スキーム

提案施設等の整備・所有・管理運営	事業者 ※本市の負担なし ※提案施設等とは、建造物の整備の有無を問わず、事業を実施するにあたり、対象敷地内に新たに設置するものをいう。
土地貸付金額	賃料は不動産鑑定による算定を参考に価額提案を想定 ※参考として令和7年分路線価を表示
事業期間	令和10年4月から5年程度 ※本格活用の事業化の進捗状況により、事業期間を変更する場合があります。 ※事業期間には、提案施設等の整備及び事業終了前の解体・原状回復に要する期間を含みます。



※国税庁路線価（令和7年分）で表示

## ■実施条件

整備工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象敷地における一切の工事は、事業者の負担と責任において施工すること</li> <li>対象敷地は更地の状態で事業者へ引渡すものとする</li> <li>対象敷地内に誰もが自由に利用可能で開放的な広場状空間（500㎡以上）を整備すること</li> <li>営業時の音、振動、煙、臭い、営業時間等については、周辺の環境に配慮すること</li> </ul>
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>久屋大通や本重町通との接続や動線を確保した計画とすること</li> <li>施設の特性に応じて、「福祉都市環境整備指針」（名古屋市）等を参考に、バリアフリー化やユニバーサルデザインの考え方を導入し、誰もが利用しやすい計画とすること</li> <li>「久屋大通都市景観形成地区」の景観形成基準を遵守し、周辺の景観や環境に調和した計画とすること</li> </ul>
提案施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業においては、事業期間終了後に本格活用の実現を目指しているため、暫定活用では借地借家法（平成3年法律第90号）の適用を受けるものを整備することは認めません</li> <li>対象敷地の地中には、旧教育館建物の躯体などの残置物が存在しているため、提案施設等の整備及び事業の実施に際して、地中残置物に影響が及ばないように留意すること</li> </ul>
ライフライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気、水道、下水道、ガス及び電話等の各施設は、事業者が整備し、所有すること</li> </ul>
原状回復	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業期間が満了するまでに事業者は速やかに原状回復を行うこと</li> <li>本事業における原状回復とは、原則として、本事業で事業者が整備したすべての施設等を解体・撤去し、更地として整地するまでをいう</li> </ul>

※上記以外にも該当する法令や基準等に即した内容とすること。